

令和4年1月20日

定時制の生徒及び保護者の皆さまへ

県立秦野総合高等学校長

1月21日以降の教育活動について（お知らせ）

定時制の生徒の皆さん及び保護者の皆さまには、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために日常より真摯にお取り組みいただき感謝申し上げます。

さて、この度、令和4年1月19日付けの県教育委員会の通知により神奈川県がまん延防止等重点措置の対象区域とされ、「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」に基づき感染の拡大防止に取り組むこととなりました。現在、本県も含め全国的に新型コロナウイルス感染症の感染が急拡大している状況があります。

については、生徒の安全・安心を確保しながら、教育活動を継続するため、校内における感染防止対策を徹底するという視点から、令和4年1月21日以降の教育活動等について、次のように対応することとしました。本校におきましても、基本的な感染防止対策の徹底を図り、生徒の安全・安心の確保と学びの保障の両立を図ってまいります。ご家庭におかれましても、引き続き感染予防の協力を改めてお願いいたします。

〔1月21日からの本校定時制の教育活動について〕

- 登校について… 引き続き、自宅で登校前に検温結果を Classroom で回答し、①校時、または③校時前の登校時に、必ず昇降口で消毒・検温を含めた健康観察を受けてから各教室に入室すること。
- 授業について… 【30分×6h短縮授業】とする。※詳細は別紙「日課表」通り
- 部活動について… 感染防止対策を講じた上で、放課後の部活動は可とする。
また、生徒完全下校は21時とする。
- 学校行事について…明日（1月21日）予定の「キャリア講演会」は中止とする。
- 教職員、生徒が罹患及び濃厚接触者と判明した場合
 - ・直ちに学校における教育活動を中断し、保健所の指導に従い、濃厚接触者の特定、消毒等の作業が完了するまで、学校を臨時休業とする。
 - ・濃厚接触者と確認された場合は、必ず学校へ連絡をする。

※ 「まん延防止等重点措置期間（1月21日～2月13日）」が終了した後の学習活動、部活動等につきましても、改めてご連絡いたします。

なお、この対応は今後の本県の感染状況及び国の動向等によって変更することがあります。

問合せ先

定時制教頭 多田

電話 (0463)82-1433 (直通)